

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第29号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、 <u>センター長、副センター長、副局長、室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室の室長に限る。）及び副室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長に限る。）</u> の職を占める職員とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、 <u>副局長及び室長（新生児集中治療室及び中央滅菌材料室の室長を除く。）</u> の職を占める職員とする。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。